

兵庫県行政不服審査会の活動状況

平成28年度

兵庫県行政不服審査会事務局

目次

1	諮問・答申の概況	1
2	新規諮問事件の状況	1
	（1）審査関係人等の状況	1
	（2）処分根拠法令別件数	2
	（3）諮問月別諮問件数	2
	（4）審査請求から諮問までの期間	3
3	調査審議及び答申の状況	3
	（1）部会等の開催状況	3
	（2）調査審議における各種手続の実施状況	4
	（3）平成28年度に答申した諮問事件の調査審議期間	4
	（4）答申の状況	5
	（5）答申における付言等の実績	5
4	審査会の運営	5
	<参考資料>（行政不服審査会委員名簿（平成28年度））	6

1 諮問・答申の概況

平成28年4月1日、新しい行政不服審査法（平成26年法律第68号）が施行され、同法第81条第1項及び行政不服審査法の施行に関する条例（平成28年兵庫県条例第10号）第6条の規定に基づき、兵庫県行政不服審査会（以下「当審査会」という。）が設置された。当審査会は、同法の対象となる同日以降にされた処分又は同日以降にされた申請に対する不作為に係る審査請求のうち、知事が審査庁となるものについて、同法第43条に基づく諮問を受け、審査請求についての審査庁の判断の妥当性（審理員の審理手続の適正性を含む。）を調査審議し、答申するものとされた。

初年度である平成28年度は、平成28年11月18日に同法に基づく初めての諮問がされ、同年度末までの諮問は5件であった。これに対し、当審査会が平成28年度中に行った答申は3件であり、いずれも審査庁の判断を妥当とした。

なお、平成28年度は、中間答申及び諮問取下げの実績はなかった。

表1 諮問件数、答申件数等の実績（平成28年度）

（単位：件数）

	諮問			答申			取下げ	翌年度 へ繰越
	合計	前年度 繰越分	年度内 諮問分	妥当と 判断し たもの	妥当でないと 判断したもの			
					変更	取消し		
平成28年度	5	—	5	3	0	0	0	2

2 新規諮問事件の状況

（1）審査関係人等の状況

ア 審査請求人

平成28年度の新規諮問事件について、審査請求人の属性別に見た場合、全て処分の名宛人（個人によるものが5件、法人によるものは0件）による諮問事件であり、処分の名宛人以外の者からの諮問事件はなかった。

なお、代理人（法定代理人を除く。）によってされた諮問事件はなかった。

イ 参加人

平成28年度の新規諮問事件について、参加人が参加していた諮問事件はなかった。

ウ 処分庁

平成28年度の新規諮問事件について、処分庁（機関単位）の属性別に見た場合、処分庁が市町の機関（市町長等）であるものが3件、審査庁と同じ県の機関（知事等）であるものが2件であった。

(2) 処分根拠法令別件数

平成28年度の新規諮問事件について、処分根拠法令別に見ると、表2のとおりであった。

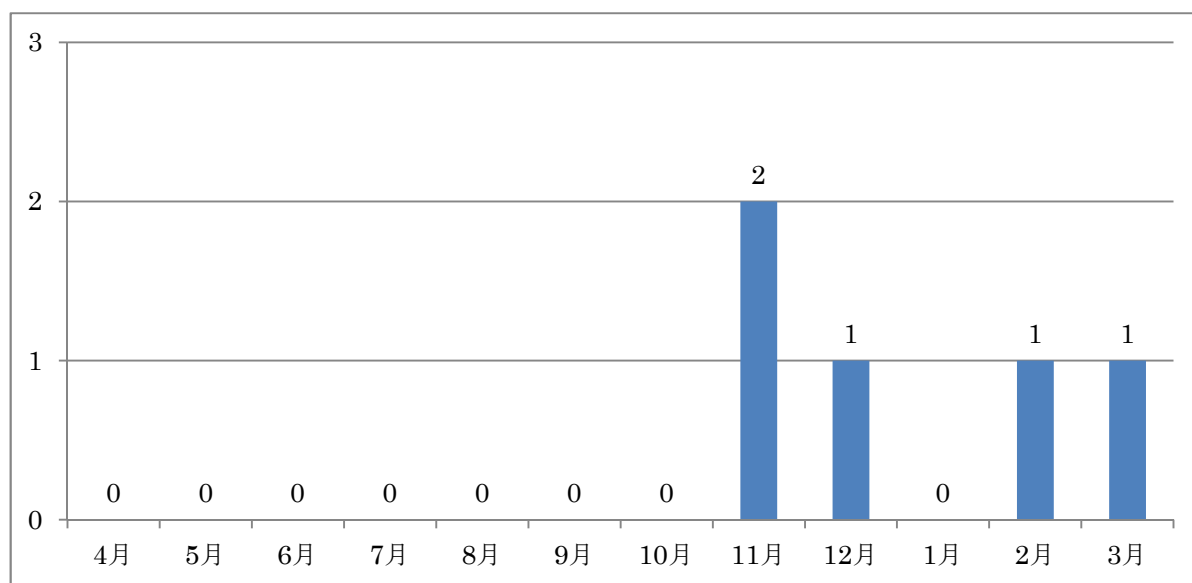
表2 処分根拠法令別の諮問件数（平成28年度）

処分根拠法令	件数
生活保護法（昭和25年法律第144号）	3
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）	1

(3) 諮問月別諮問件数

平成28年度の新規諮問事件について、諮問された月別に見ると、図1のとおりであった。

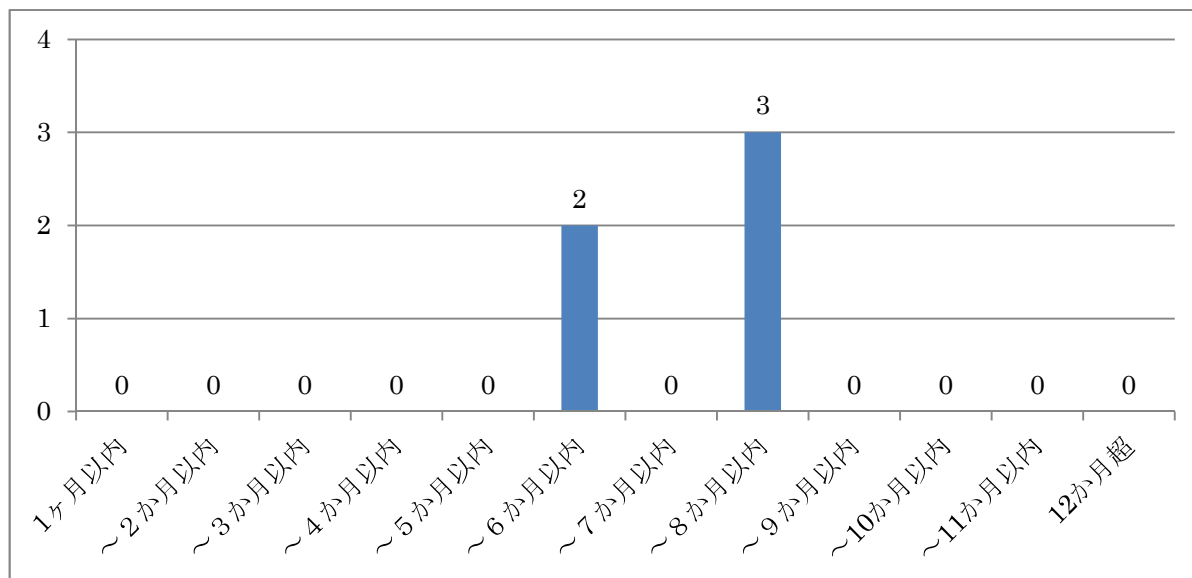
図1 新規諮問事件の諮問月別分布（平成28年度）



(4) 審査請求から諮問までの期間

平成28年度の新規諮問事件について、審査請求年月日から当審査会に諮問されるまでの期間で見ると、図2のとおりであった。

図2 諮問までの所要月数の分布（平成28年度）



3 調査審議及び答申の状況

平成28年度の諮問事件に係る調査審議及び答申の状況は、以下のとおりであった。

(1) 部会等の開催状況

平成28年12月15日以降、各部会は、順次開催され、平成28年度の各部会の開催回数は、第1部会が3回、第2部会が3回であった。

なお、調査審議及び答申に係る全体会は、開催されなかった。

表3 部会の開催状況（平成28年度）

	第1部会		第2部会		第3部会	
	開催日	審査件数	開催日	審査件数	開催日	審査件数
平成28年度	H28. 12. 15	1件	H28. 12. 22	2件	(開催なし)	
	H29. 2. 10	2件	H29. 2. 22	2件		
	H29. 3. 13	2件	H29. 3. 22	2件		

(2) 調査審議における各種手続の実施状況

調査審議における各種手続の実施状況については、表4のとおりであった。

表4 調査審議における各種手続の実施状況（平成28年度）

実施手続	主張書面等の提出の求め	口頭説明の求め	参考人の陳述	鑑定	意見陳述	主張書面等の閲覧等
事件数	1	0	0	0	0	0

(3) 平成28年度に答申した諮問事件の調査審議期間

平成28年度に答申した諮問事件について、調査審議期間（諮問から答申までの所要月数）の分布は図3、部会開催回数の分布は図4のとおりであった。

図3 諮問事件の調査審議期間の分布（平成28年度に答申したもの）

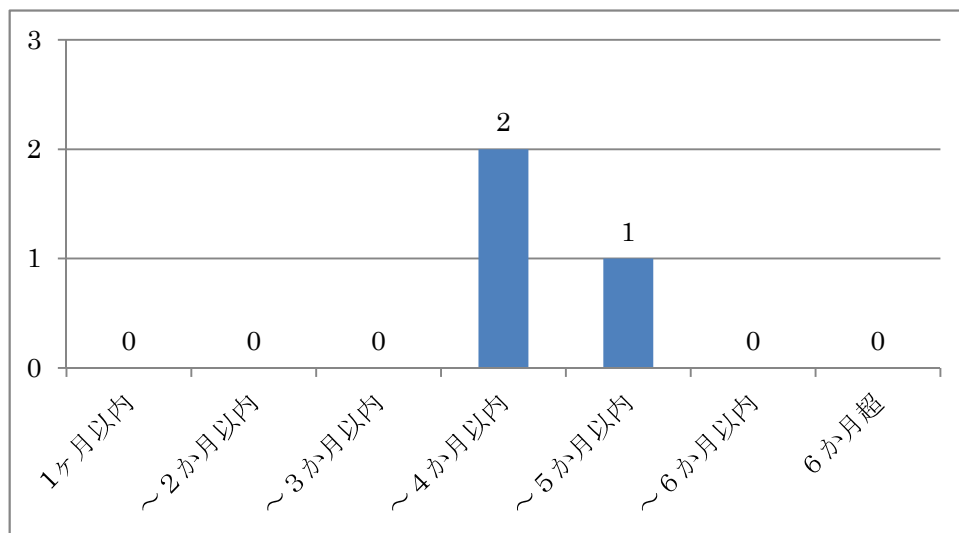
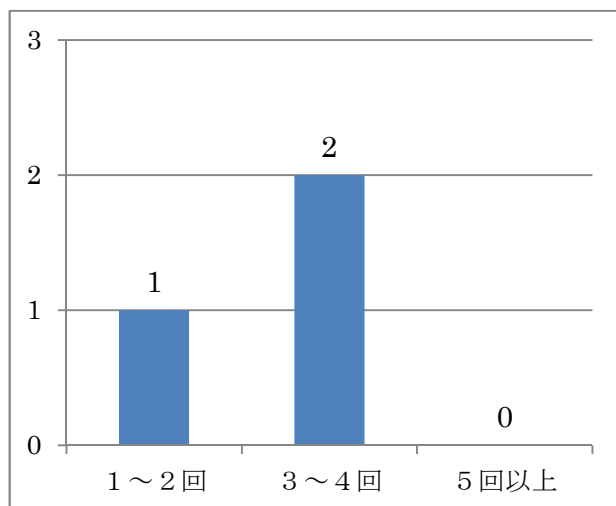


図4 諮問事件の部会開催回数の分布（平成28年度に答申したもの）



(4) 答申の状況

平成28年度の答申は、表1のとおりであり、審査庁の判断を妥当としたものが3件であり、妥当でないとしたものはなかった（答申の内容は、次のURLを参照）。

URL:<http://fufukudb.search.soumu.go.jp/koukai/Main>（総務省 行政不服審査裁決・答申検索データベース）

(5) 答申における付言等の実績

当審査会では、答申において、審査庁又は処分庁における当該答申に係る処分根拠法令の運用が不適切であると考えられた場合や、審理員による審理手続等が不当であると考えられた場合等について、その改善を求める観点から、問題点を指摘し、必要な措置を執るよう付言を行うことがある。

平成28年度の答申では、1件の答申（平成28年度答申第3号）において付言が付された。

4 審査会の運営

平成28年度は、審査会の運営に関して協議するため、委員全員で構成される全体会を1回開催した。

表5 全体会の開催状況（平成28年度）

	開催日	主な議題等
第1回	平成28年7月7日	会長及び副会長の選任 部会に属すべき委員の指名及び部会長の指名 兵庫県行政不服審査会運営要領の制定

<参考資料>

行政不服審査会委員名簿（平成28年度）

部 会	氏 名	役 職 等
第1部会	中川 丈久	会長・第1部会長 神戸大学大学院法学研究科長・法学部長
	吉田 邦子	弁護士
	青山 善敬	兵庫県公館長
第2部会	角松 生史	副会長・第2部会長 神戸大学大学院法学研究科教授
	浅田 修宏	弁護士
	中瀬 憲一	公益財団法人兵庫県青少年本部監事
第3部会	正木 靖子	副会長・第3部会長 弁護士
	大久保規子	大阪大学大学院法学研究科教授
	久保 修一	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団会長